181

質問第一八一号平成二十三年五月十六日提出

外国人漁業の規制に関する法律の適用に関する質問主意書

提出者

浅

貴

野

博

外国人漁業の規制に関する法律の適用に関する質問主意書

外国人漁業の規制に関する法律 (以下、 「外規法」という。)について、 趣旨、 目的等、 その概要を説

明されたい。

二 政府として、ロシアとの間で、 同国における密漁、 密輸の防止のための協力を要請され、 実際に二国間

で様々な協議が重ねられてきていると承知するが、 日口両国による、 ロシアにおける密漁、 密輸防止に向

けた協力の要につき、説明されたい。

三 ロシアにおける密漁、 密輸は、 義的にロシアが自国の責任として防止を図るべきであり、

最終責任は

同国に帰するものと考えるが、政府の見解如何。

四 「外規法」はこれまで何度、適用強化されてきているか。

五. 二〇〇二年四月より、 外国漁船の我が国への入港が厳しく制限されるようになったと承知するが、 右に

つき説明されたい。

六 五の入港制限の強化は、 ロシアによる、同国における密漁、 密輸の防止のための要請を受け、なされた

ものであるか。

七 五の入港制限の強化により、 北海道、 特に稚内市をはじめとする地域における活力二等のロシアからの

漁獲物の輸入量が激減し、 代わりに韓国等の第三国に向かう漁獲物が増え、 稚内市はじめ地域の著 しい疲

弊を招くという事態が、今日まで生じている。 また五の入港制限の強化により、日本への輸出が減少する

韓国への輸出が増大した。政府として、右の事態を詳細に把握しているか。また、五の入港制

限の強化により、 右のような事態が生じることを想定していたか。

代わりに、

八 七の事態に対する政府の見解如何。

九 七の事態を打開するには、二〇〇二年四月になされた「外規法」 の適用強化を見直し、 適正な適用に変

える必要があると考えるが、政府の見解如何。

右質問する。